
2013年度 岐阜経済大学 学内ゼミナール大会 参加論文

ゼミ名 岸ゼミナール

テーマ 体罰指導者は本当に悪なのか？～社会的勢力理論からの検討～

代表者 高橋伸弥、河村匠人

参加者 唐澤翔、浅井勇登、伊藤大季、廣部祐作、山腰崇人

目次

1. はじめに
2. 方法
 - (1) 対象者と調査時期
 - (2) 調査内容
 - (3) 統計処理
3. 結果と考察
 - (1) 体罰の実態
 - (2) 体罰の有無による指導者の社会的勢力による比較
4. まとめ
5. 引用・参考文献
資料

要約

本研究では、スポーツ場面における体罰を調査及び検討し、その実態と社会的勢力理論から体罰指導者の特徴を明らかにすることを目的とした。対象者は、高校・大学アスリート 197 名であった。対象者に対して、体罰経験の有無、時期、頻度、内容、感想、体罰への容認に関する調査と指導者に対する社会的勢力尺度を実施した。結果は、信頼関係の中での体罰の容認が多数を占め、選手は体罰を自分のためのことと肯定的なものと認知していることが示された。しかしながら、社会的勢力理論の視点から体罰指導者は、体罰を行ってない指導者に比べ、選手に対して望ましい影響をほとんど与えておらず、罰の脅威として受け止められている。つまり、選手の体罰容認の認知が、体罰が連鎖する原因となっていることが論じられた。

1. はじめに

大阪・桜宮高校の体罰自殺問題をはじめ、ここ大垣でも元Jリーガー指導者の少年サッカークラブにおける体罰問題など、今日の日本スポーツ界では様々な体罰問題が浮かび上がっている。しかし、昨今行われた朝日新聞（2013）の調査では、運動部所属の大学生が「スポーツを教える側になったとして体罰を使うか」の問いに、「使うと思う」「時と場合によって使うと思う」と答えた学生が合わせて45%にのぼった。また、体罰経験がある学生と、ない学生の両方に「指導者と選手の信頼関係があれば体罰はあっていいか」と聞くと、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた学生を合わせた容認派は62%という数字を示した。「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の否定派の計33%を大きく上回った。マスコミ等でも世間では体罰根絶が訴えられているが、選手には指導上の体罰を肯定する意見も多い。

日本では学校教育法11条により明確に体罰を禁止しているが、事実上体罰禁止が根付いているとは言えない。多くの先進国では体罰を禁止しているが、アメリカでは体罰を禁止する州と、許可している州が混在している。片山・八尾坂（1998）片山（2013）はアメリカでの体罰の調査において、公式に体罰を許可している州は13州あるとしている。その合法的な体罰がどのような手続きを経て行使されているかについては、まず生徒用ハンドブック等で子どもや保護者に事前に示し、懲戒の手段として体罰があることを知らせ、その上で学年の初めに保護者から体罰許可の承諾を得て、体罰を行使できる権限を与えられた校長のみが定められたパドルで臀部を3～5回打つ（こうした叩く回数やその強度、使用される道具については州や学区単位で規定されている）と紹介している。そこでは副校長等の証人が見届け、事後は保護者や教育委員会に報告する流れとなっている。こうした懲戒は減少傾向ではあるものの2006年には22万3190回の行使が報告されている。不服従、冒瀆、喫煙、盗み、鈍さ、うそ、カンニング、宿題忘れなど、生徒が破壊的な行為をすること、繰り返し違反すること、反抗的な態度をとることに対して行使されることが多いという。また、体罰を禁止した多くの州で、正当防衛や緊急避難に相当する行為の認可を、明確に体罰と区別し、体罰禁止条項と対にして明記していることが特徴的だとしている。

児玉（2013）によると、イギリスは伝統的な体罰容認国であり、1989年に体罰を禁止したものの不満を持つ教育者が多く、体罰容認の要求が出され、懲戒の記録を作ること、6回を超えてお尻を叩くことができないなど、細かい規定のもとに地域によって限定的に認められている。このように、他国では制限を設けて体罰の行使を認める国もある。つまり、体罰は選手に対して一様に悪影響を与えるわけではなく、肯定的な傾向を持つ可能性も考えられる。

スポーツ場面での体罰を考える上で、体罰は指導者と選手の2者関係で生じるものであり、その指導者と選手の関係性の中で体罰問題を考える必要がある。特に、体罰を受けた選手が指導者からどのような影響を受けてきたかという社会的勢力理論からのアプローチがある。社会的勢力とは、選手に対する指導者からの力であり、指導者に何らかの社会的勢力が備わっているために、選手が指導を受け入れ、選手に対し影響を与えることができる。日本スポーツ心理学会（2008）によれば、個人が個人に対して与える対

人的な影響の過程において、影響の前提となるものが社会的勢力であるとし、実際に影響が及ぼされたか否かということではなく、潜在的に影響を及ぼす可能性を意味し、正確には影響者がもっているものではなく「影響者がもっている」という被影響者側の認知に基づくものであると考えられているとした。また、森ら（2006）は42項目からなるスポーツ指導者の社会的勢力尺度を作成する中で社会的勢力を、影響を受ける側における、被影響の理由づけ、被影響の理由の解釈であるとし、社会的勢力の因子として、「専門性」「親近性と信頼」「正当性」「指導意欲」「罰の脅威」の5つの基盤に基づいた勢力を挙げている。体罰を行った指導者の社会的勢力として、「罰の脅威」が当てはまることが考えられる。また、先の朝日新聞の調査から、その指導者は「親近性と信頼」「指導意欲」などの社会的勢力も持ち合わせているのではないかと予想される。

そこで本研究では、高校・大学アスリートを対象として、スポーツ指導者の体罰の実態を把握し、社会的勢力理論から体罰指導者の特徴を検討することを目的とした。

体罰の定義については様々な議論がなされているが、文部科学省（2007）は「身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は体罰に該当する。」と通知している。本研究ではスポーツ場面における体罰として文部科学省の定義に基づき研究を行った。

2. 方法

(1) 対象者と調査期間

対象者は、高校・大学アスリート 197 名であった。対象者の性別は男性 148 名、女性 49 名であり、年齢層は 15 歳から 21 歳まで平均年齢は 17.7 ± 1.96 歳であった。競技種目は硬式野球が 88 名と最も多く、卓球 26 名、バドミントン 22 名と続き 12 種目に及んだ（表-1）。競技年数は平均 6.4 ± 4.37 年であり、練習時間は平均 3.8 ± 1.12 時間であった。競技成績は国際大会出場から大会出場経験なしまで多岐にわたった（表-2）。

表-1 対象者の競技種目の内訳

種目	人数	男	女
硬式野球	88	87	1
卓球	26	15	11
バドミントン	22	13	9
テニス	21	19	2
ラクロス	16	0	16
陸上競技	7	4	3
ハンドボール	5	4	1
レスリング	4	4	0
剣道	3	1	2
ソフトボール	2	0	2
バスケットボール	2	1	1
バレーボール	1	0	1
計	197	148	49

表-2 対象者の競技レベルの内訳

競技成績	人数
国際大会	2
全国大会	45
地域（ブロック）大会	56
都道府県大会	52
市町村大会	27
出場経験なし	13
無回答	2
計	197

調査期間は、2013年8月から9月にかけて、対象者に質問用紙を個別に配布して回収した。

(2) 調査内容

①体罰についての調査

これまでスポーツ指導者から体罰を受けた経験があるかを問い、あると回答した者には体罰を受けた時期、どのくらいの頻度であったかを問い、次にどのような体罰を受けたか、体罰を受けてどのように感じたかについては自由記述での回答を求めた。また、ないと回答した者を含め、「指導者との信頼関係があれば体罰は容認できるか」という問いに対して「そう思う」から「そう思わない」までの4件法で回答を求めた。

②社会的勢力の調査

指導者の社会的勢力を測定するために、森(2006)が作成した社会的勢力尺度を使用した。社会的勢力尺度は「専門性」「親近性と信頼」「正当性」「指導意欲」「罰の脅威」の5因子から構成されている(表-3)。42項目の質問からなり、「全くあてはまらない」から「よくあてはまる」までの6件法である。

表-3 社会的勢力の内容と測定項目例

項目	内容/測定項目例
専門性勢力	指導者があることの専門家であるという選手の認知 (例) 監督は自分より(その競技の)経験が豊富な人
親近性と信頼勢力	指導者は好意的に選手と接するという選手の認知 (例) 監督は部員のことを本当に考えてくれる
正当性勢力	社会的な位置関係などにより、指導者が影響を及ぼそうとするのは当然であるという選手の認知 (例) 自分は選手だから監督に従うべきである
指導意欲勢力	熱心な指導者であるという選手の認知 (例) 監督は熱意を持って接してくれる
罰の脅威勢力	指導者が選手になんらかの罰を与えることができるという選手の認知 (例) 監督からの罰がこわい

対象となる指導者は、体罰経験者には体罰を行った指導者について、体罰未経験者には今までに最も影響を受けた指導者について回答を求めた。

(3) 統計処理

体罰についての調査から体罰経験の有無により2群に分類して、社会的勢力尺度の5因子による比較をt検定により行った。有意水準は、5%未満とした。

3. 結果と考察

(1) 体罰の実態

表 - 4に対象者の体罰経験の有無についての人数と割合を示した。対象者 197 名のうち体罰経験がある者は 43 名 21.8%、ない者は 154 名 78.2%であった。全体の 2 割ほどが体罰を受けたことになるが、朝日新聞社（2013）の調査では運動部員の大学生 33%が小学校・中学校・高校時代に体罰を受けたことがあると答えている。この結果より本対象者は体罰経験が少ない割合を示すものであったが、それでも 5 人に 1 人という体罰経験は決して少なくないと考えられる。

表 - 4 体罰経験の有無

体罰経験	人数
ある	43 (21.8%)
ない	154 (78.2%)
計	197

次に、体罰を受けた時期について示したものが表 - 5である。小学校で体罰を受けたものが 7 名 11.9%、中学校で 23 名 39%、高校で 28 名 47.5%、大学では 1 名 1.7%という結果であった。高校の 47.5%が最も多くほぼ半数を示し、続いて中学校の 39%が続いている。小学校において 7 名が体罰を経験していることは、極めて重大な問題であると考えられる。多くは少年団における活動での体罰と推測されるが、かなり年少の頃から体罰が行われている実態を示すものである。一方、大学において体罰はほとんどみられない。このことは、大学運動部が、規律の緩い自由な環境であることと同時に指導者が対大学生との関係において、同等もしくは上下関係が薄いことによると考えられる。

表 - 5 体罰経験の時期

時期	人数
小学校	7 (11.9%)
中学校	23 (39.0%)
高校	28 (47.5%)
大学	1 (1.7%)
計	59

体罰経験の頻度の結果を表 - 6に示す。月数回が 48.8%と最も多く、年数回が 23.3%、週数回が 16.2%、ほぼ毎日の 11.6%と続いている。約半数が月に数回という体罰を受けた経験を報告し、週数回やほぼ毎日という日常的に体罰を受けたものが 3 割弱認められ、体罰の頻度がいかに多いかを物語っている。体罰を行使する指導者は、対象者の 2 割ほどであっても、体罰が繰り返し継続して行われていることを示すものである。

表－6 体罰経験の頻度

頻度	人数
ほぼ毎日	5 (11.6%)
週数回	7 (16.2%)
月数回	21 (48.8%)
年数回	10 (23.3%)
計	43

表 - 7 に体罰経験の内容についての自由記述の要約と件数を示した。「ビンタ」、「蹴る」、「叩く」という身体への暴行が5割を超えている。また、「水分補給の制限」「必要以上のランニング」「必要以上のスクワット」などは、必要なトレーニングを超えたものと考えられ、文部科学省（2007）の体罰の定義にある「被罰者に肉体的苦痛を与える懲罰」と捉えることができる。

表－7 体罰経験の内容

記述内容	件数
ビンタ	22 (33.3%)
蹴られた	8 (12.1%)
叩かれた	7 (10.6%)
暴言	4 (6.1%)
正座（物を挟んだ状態）	4 (6.1%)
水分補給の制限	3 (4.5%)
ケツバット	3 (4.5%)
突き飛ばされた	3 (4.5%)
必要以上のランニング	3 (4.5%)
ゲンコツ	2 (3.0%)
正座（長時間）	2 (3.0%)
怒られた	1 (1.5%)
必要以上のスクワット	1 (1.5%)
物を投げられた	1 (1.5%)
よくわからない	1 (1.5%)
殴られた	1 (1.5%)
暴力	1 (1.5%)
計	66

体罰経験の認知に関する自由記述の要約と件数を表-8に示した。「嫌な気分になった」9件 18.8%、「競技をやめなくなった」4件 8.3%といった否定的な認知が認められる。その一方で注目されるのは、「自分が間違っているから仕方がない」が10件 20.8%、「自分のことを考えてくれる」4件 8.3%、「指導の一環」「反省した」「期待の表れ」「このままではダメ」各1件と、体罰を自分のためのことと容認あるいは肯定しているものが少なからず認められる。こうした体罰経験者の肯定的認知を指導者が受け止めること

により、体罰が継続される背景となっているのではないかと考えられる。

表－8 体罰経験の認知

記述内容	件数
痛かった	10 (20.8%)
自分が間違っているから仕方がない	10 (20.8%)
嫌な気分になった	9 (18.8%)
自分のことを考えてくれている	4 (8.3%)
競技をやめたくなった	4 (8.3%)
むかついた	2 (4.2%)
指導の一環	1 (2.1%)
競技を楽しめなくなった	1 (2.1%)
腹が立った	1 (2.1%)
反省した	1 (2.1%)
期待の表れ	1 (2.1%)
大人は手を出しても何もならないのはおかしい	1 (2.1%)
大人は最低な奴	1 (2.1%)
このままではダメ	1 (2.1%)
ミスをするのが怖くなった	1 (2.1%)
計	48

次に、「指導者との信頼関係があれば体罰は容認できるか」という問いに対する回答を表－9に示した。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と信頼関係における体罰を容認するものが、全体の68.5%を占める結果となった。朝日新聞(2013)の調査においても62%が容認としており、本研究においても同様の結果となった。体罰経験の認知(表－8)においても、「自分が間違っているから仕方がない」「自分のことを考えてくれている」「指導の一環」など体罰を肯定的にとらえているが、ここでも指導者との信頼という2者関係の中では体罰が容認され必要なものと認知されていることを示している。

さらに、体罰経験の有無別にみても、体罰経験のない選手は容認が66.3%であるのに対して、体罰経験のある選手は76.7%と体罰を受けた選手ほど容認する傾向が認められた。

表－9 体罰経験の有無別にみた体罰への容認

容認	全体	体罰経験あり	体罰経験なし
そう思う	66 (33.5%)	20 (46.5%)	46 (29.9%)
どちらかといえばそう思う	69 (35.0%)	13 (30.2%)	56 (36.4%)
どちらかといえばそう思わない	27 (13.7%)	4 (9.3%)	23 (14.9%)
そう思わない	34 (17.3%)	6 (14.0%)	28 (18.2%)
無回答	1 (0.5%)	0	1 (0.6%)
計	197	43	154

朝日新聞（2013）の記事は、体罰経験者が体罰を乗り越えてきたという自信が、体罰がスポーツには必要と思わせているという可能性を示唆している。そして体罰を受けた選手は指導者となっても自分が受けた同様の体罰を選手に与える。こうした負の連鎖は、同じく現代社会で問題となっている家庭内暴力である DV（ドメスティック・バイオレンス）と似た構造を持っている。DV 被害者支援団体である NPO 法人らいず（2004）は、暴力を目撃した子どもが対人関係を保つうえで、攻撃的な行為が有効な手段と考え、「支配と被支配」の人間関係のパターンを学習してしまう。すなわち、親から子どもへの暴力の「世代間連鎖」の可能性が高いとしている。暴力を目撃して育った男の子は、そうでない家庭の子どもより将来パートナーに暴力を振るう可能性が高く、反対に女の子は身体的虐待にさらされやすく、かえって暴力を愛情表現と捉えてしまう傾向があるという研究結果が報告されている。

スポーツにおける選手と指導者関係における体罰についても、体罰が自分にとって肯定的なものを受け入れ、体罰による指導を学習した場合には、将来指導者という立場に立った時に、体罰という指導行動に至る負の連鎖が生じることは十分に予想される。

（2）体罰の有無による指導者の社会的勢力の比較

体罰の有無による指導者の社会的勢力の相違を比較・検討するために、体罰を経験した選手はその体罰を行った指導者（体罰指導者）について、体罰未経験選手は今までに最も影響を受けた指導者（非体罰指導者）を対象として社会的勢力尺度を実施した。2群間の社会的勢力尺度5因子の比較は t 検定を用いて行った（表 - 10）。

表 - 10 2群における社会的勢力尺度5因子の比較

尺度	体罰指導者 N=43	被体罰指導者 N=154	t 値
専門性勢力	58.21 ± 17.53	69.77 ± 11.20	-5.18**
親近性と信頼勢力	28.23 ± 9.88	33.99 ± 6.95	-4.33**
正当性勢力	24.37 ± 6.77	26.73 ± 4.81	-2.57*
指導意欲勢力	15.88 ± 5.72	18.21 ± 3.99	-3.04**
罰の脅威勢力	18.35 ± 5.20	14.86 ± 4.70	4.18**

(*P < 0.05, **P < 0.01)

この結果、「専門性勢力」、「親近性と信頼勢力」、「指導意欲勢力」、「罰の脅威勢力」では1%水準で、「正当性勢力」では5%水準で有意差が認められた。「専門性勢力」とは、指導者がそのことの専門家であるという選手の認知であり、体罰指導者は専門性が低いと認知されていることを示している。「親近性と信頼勢力」は、指導者は好意的に選手と接するという認知であり、体罰指導者は親近性と同時に信頼感においても低いという結果であった。「正当性勢力」は、社会的な位置関係により指導者が影響を行使するのは当然であるという認知である。つまり、体罰指導者の指導上の言動は正当なものではないという認知を示すものである。「指導意欲勢力」は、指導者としての熱心さの認知であるが、この因子においても体罰指導者が低いものであった。一方、体罰指導者が唯一高かった因子は、「罰の脅威勢力」である。指導者が選手に何らかの罰を与えるという認知で

あり、体罰指導者がこの因子で高いことは「体罰指導者＝罰の脅威」として選手が受け止めていることを示すものである。

以上の結果から、体罰を行っていない指導者は、「専門性勢力」、「親近性と信頼勢力」、「正当性勢力」、「指導意欲勢力」の4つの側面で選手に影響を与えており、体罰指導者に比べ指導者として望ましい指導勢力を有している。一方、体罰指導者は、体罰を行っていない指導者に比べ、選手に対し「罰の脅威」のみでしか影響を与えられず、選手はその指導者が恐いという影響力が中心となっていることが推測される。つまり、体罰指導者は社会的勢力理論からみて、選手に対して望ましい影響をほとんど与えていないとみなすことができる。調査実施前の予想として、体罰指導者は罰の脅威勢力が高いことは当然であるが、信頼があれば容認できるという意見から「親近性と信頼勢力」において、また熱心さの表れとしての体罰という見地から「指導意欲勢力」の因子においては、非体罰指導者とそれほど差が見られないとも考えていた。しかしながら本研究の後半、社会的勢力という視点からは選手にとって「体罰指導者＝悪」という非常にクリアな結果となった。

4. まとめ

本研究結果から、体罰指導者は社会的勢力理論からみて選手にとって、決して望ましい指導者とはいえない。しかしながら、選手の体罰に対する認知においては、信頼関係の中での体罰の容認が多数を占めていた。このギャップは、何を意味するものであろうか？おそらく、体罰や体罰指導者に対する全体的なイメージが、選手自身の成長にとって肯定的な存在として認知されている可能性がある。一方、社会的勢力尺度というものさしにおいて、体罰指導者の姿1つ1つの行動を捉えた場合、それぞれが否定的なものとして評価されているのではないだろうか。つまり、どこかで体罰は自分のためであるという認知によって体罰を容認しているが、その影響は細かく見ていくと否定的なものとして捉えられているのである。逆に言えばこのギャップがあるからこそ、体罰の負の連鎖が引き起こされて体罰が続く原因となっていると推測される。

体罰を根絶することは、イギリスやアメリカの例を見ても難しいことかも知れない。我が国でもある一定の制限を設けた上で、体罰を容認するという方針を議論することも考えられる。

本研究から、今後スポーツ領域で体罰を減らす対策として、体罰容認の認知とそれに伴う負の連鎖を断ち切ることが課題となる。選手の中で、一見肯定的なものとして認知されている体罰も、それは決して良い影響を選手に与えるものではないことを、選手のうちから認識する必要がある。スポーツ系大学・学部・学科のカリキュラムや指導者養成のための研修会などにおいて、体罰の行使が子どもや選手に与える悪影響を周知し、理解させることが有効であると考えられる。そして、選手が体罰を被ることのない健全なスポーツ環境の整備が望まれる。

引用・参考文献

- ・朝日新聞 (2013) 体罰 運動部員6割容認 5月12日朝刊.
- ・片山紀子 (2013) アメリカ合衆国における合法的な体罰とその衰退、体育科教育 11月号、14-17.
- ・片山紀子・八尾坂修 (1998) アメリカ体罰問題の今日的特質と展望—州政策の方向に焦点をあてて—、奈良教育大学教育研究所紀要 (34)、87-97.
- ・児玉克哉 (2013) 「希望開発」：体罰容認の国と禁止の国～先進国の趨勢は禁止へ、(<http://blog.livedoor.jp/cdim/archives/52303953.html>) .
- ・児玉克哉 (2013) 体罰について考える～体罰容認の国と禁止の流れ、1-2、(<http://bylines.news.yahoo.co.jp/kodamakatsuya/20130210-00023421/>) .
- ・NPO 法人らいず (2004) ドメスティック・バイオレンス (DV とは)、(<http://www.npo-rise.info/aboutdv/aboutdv.html>) .
- ・日本スポーツ心理学会 (2008) スポーツ心理学事典、322-328.
- ・森恭 (2006) スポーツ指導者の社会的勢力質問紙の再検討、新潟大学教育学部紀要、8 (2)、225-230.
- ・文部科学省 (2007) 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について (通知) 18文科初第 1019 号 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方.
- ・矢口璃奈 (2010) 競技指導者が選手に与える社会的勢力～指導者の言動と信頼度との関係～、2009 年度岐阜経済大学卒業研究論文集 (岸演習)、225-238.

資料

スポーツ指導者の体罰に関する調査

岐阜経済大学 経営学部
スポーツ経営学科 岸沼ミナール
(浅井・伊藤・河村・杉本・高橋・廣部・唐沢・山腰)

お願い

この調査は、「スポーツ指導者からの体罰」についての研究のために実施するものです。結果は、すべて統計的に処理され、あなたに迷惑をかけることは決してありません。趣旨をご理解の上ご協力をお願いします。

記入日：_____月_____日

- | | | | |
|--|----------|--------------|--------|
| 1. 性別 | 男 ・ 女 | 2. 年齢 | _____歳 |
| 3. 競技名 | _____ | 競技経験年数 | _____年 |
| 4. 練習時間 | 週に_____回 | 1日に_____時間 | |
| 5. あなたがこれまで出場したことのある最も高いレベルの大会は以下のどれですか。
当てはまるものに○をして下さい。 | | | |
| ① 国際大会 | ② 全国大会 | ③ 地域（ブロック）大会 | |
| ④ 都道府県大会 | ⑤ 市町村大会 | ⑥ 出場経験なし | |

調査は次ページから3ページまであります。できるだけ、すべての質問に答えてください。

<調査1> あなたの競技生活でこれまで関わってきた指導者について回答してください。

1. これまでスポーツ指導者から一度でも体罰を受けた経験がありますか？いずれかに○をつけて下さい。なお、ここでいう体罰とは、「肉体的苦痛を与える制裁」とします。

(ある ・ ない)

※ (ない) と回答した人は6名。

2. その体罰はいつ頃受けましたか？(複数回答可)

(小学校 ・ 中学校 ・ 高校 ・ 大学)

3. どのくらいの頻度で体罰を受けましたか？

(ほぼ毎日 ・ 週 回 ・ 月 回 ・ 年 回)

4. どのような体罰を受けましたか？詳しく回答してください。

-
6. 体罰を受けて、どのように感じましたか？

6. 指導者との信頼関係があればある程度の体罰は容認できると思えますか？(1つ○)をつけて下さい。

- ・ そう思う
- ・ どちらかといえばそう思う
- ・ どちらかといえばそう思わない
- ・ そう思わない

<調査2> この調査は、<調査1>で、体罰を受けたことが「ある」と回答した人は体罰を行った指導者について、受けたことが「ない」と回答した人は、これまでに最も影響を受けた指導者について回答して下さい。その指導者のことを思い出して、以下の設問について最も当てはまる数字に○をしてください。

※「監督」と表記されておりますが、監督以外の指導者であれば、コーチ、先生などに置き換えて回答してください。

全くあてはまらない・・・1 あてはまらない・・・2
 どちらかといえばあてはまらない・・・3 どちらかといえばあてはまる・・・4
 あてはまる・・・5 よくあてはまる・・・6

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1. 監督の指示に従うためになる | (1 2 3 4 5 6) |
| 2. 自分は、監督が好き | (1 2 3 4 5 6) |
| 3. 監督からの罰がこわい | (1 2 3 4 5 6) |
| 4. 監督の言うことを聞くのは当然である | (1 2 3 4 5 6) |
| 5. 監督は、自分より技術が優れている | (1 2 3 4 5 6) |
| 6. 監督のようになりたい | (1 2 3 4 5 6) |
| 7. 監督は、自分を叱る | (1 2 3 4 5 6) |
| 8. 監督は、この競技をよく知っている | (1 2 3 4 5 6) |
| 9. 監督の言うことは守らなければならないと思う | (1 2 3 4 5 6) |
| 10. 監督は、長い記録や成績を持っている | (1 2 3 4 5 6) |
| 11. 自分は監督を信頼している | (1 2 3 4 5 6) |
| 12. 自分は選手だから監督に従うべきである | (1 2 3 4 5 6) |
| 13. 監督は、長い選手を育てたことがある | (1 2 3 4 5 6) |
| 14. 監督はやさしい人 | (1 2 3 4 5 6) |
| 15. 監督は、無理やり指示に従わせようとする | (1 2 3 4 5 6) |
| 16. 監督の指示は的確である | (1 2 3 4 5 6) |
| 17. 監督は、技術的に優れている | (1 2 3 4 5 6) |
| 18. 監督はよいお手本になる | (1 2 3 4 5 6) |
| 19. 監督は、おもしろい人 | (1 2 3 4 5 6) |
| 20. 監督は、こわい人 | (1 2 3 4 5 6) |

(次ページに続く)

全くあてはまらない・・・1 あてはまらない・・・2
 どちらかといえばあてはまらない・・・3 どちらかといえばあてはまる・・・4
 あてはまる・・・2 よくあてはまる・・・1

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 21. 監督の指示に従う方がうまくいく | (1 2 3 4 5 6) |
| 22. 監督は自分（私）のことをよく知っている | (1 2 3 4 5 6) |
| 23. 監督の指示に仕方がないから従うようにしている | (1 2 3 4 5 6) |
| 24. 監督の言うことは正しいと思う | (1 2 3 4 5 6) |
| 25. 監督を人間的に尊敬している | (1 2 3 4 5 6) |
| 26. 監督に反抗する勇氣はない | (1 2 3 4 5 6) |
| 27. 監督に従うのは当たり前だと思う | (1 2 3 4 5 6) |
| 28. 監督の技術を盗みたい | (1 2 3 4 5 6) |
| 29. 監督として有名な人 | (1 2 3 4 5 6) |
| 30. 監督に従うのは他の人がそうするから | (1 2 3 4 5 6) |
| 31. 監督からはいろいろな技術を教えてもらえる | (1 2 3 4 5 6) |
| 32. 監督は目上の人である | (1 2 3 4 5 6) |
| 33. 監督は自分より（その競技の）経験が豊富な人 | (1 2 3 4 5 6) |
| 34. 自分は監督に信頼されている | (1 2 3 4 5 6) |
| 35. 監督はいろいろとやかましい | (1 2 3 4 5 6) |
| 36. 監督は部員のことを本当に考えてくれる | (1 2 3 4 5 6) |
| 37. 監督と一緒に練習してくれる | (1 2 3 4 5 6) |
| 38. 監督はまじめな人 | (1 2 3 4 5 6) |
| 39. 監督には自分の悪いところを直してもらえる | (1 2 3 4 5 6) |
| 40. 監督は熱意を持って接してくれる | (1 2 3 4 5 6) |
| 41. 監督はよい指導者である | (1 2 3 4 5 6) |
| 42. 監督には意欲的に指導してもらえる | (1 2 3 4 5 6) |

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。